**障がい者職業訓練の実施団体の募集について**

徳島県では、次のとおり、ＩＴ技能の養成を目的とした障がい者職業訓練の実施団体を募集しています。

１　訓練の目的

障がい者の方を対象として、就職若しくは在宅就労に必要なＩＴ関係の知識技能を習得する。

２　訓練実施場所

徳島市で実施

３　訓練定員

５名

４　訓練期間

　　令和７年９月１９日（金）から令和７年１２月１８日（木）まで（約3か月）

・１時限の時間は４５分以上６０分未満とし、週５日、１日６時限を標準とします。

・訓練期間中（訓練の初日及び最終日を除く）に２４０時間以上の訓練時間を確保してください。

・原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日は休日とし、これによりがたい場合は、県と協議してください。

５　委託料

・訓練受講生１人につき月額６４，０００円（税抜）を上限とし、訓練終了後の支払いとなります。

・受講者の決定は、選定の都合上、訓練開始日直前にならないと確定しないことがあります。また応募状況によっては、定員を下回ることもあります。

・中途退所等の場合、委託料は、日割りによる算定となります。

・県立テクノスクール校長との委託契約により、訓練を実施していただきます。

６　応募資格

　　（１）障がい者の自立支援に理解のある団体（社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間教育訓練機関

　　　　 等）で、適切な訓練環境を確保し、訓練の遂行が可能と認められる者

（２）受講者の障がいの種類、程度に応じた対応が可能であること。

（３）訓練に必要な設備、機器等の確保が可能であること。

７　応募手続

応募様式１から９に必要事項を記入の上、令和７年７月９日（水）午後５時までに徳島県経済産業部産業人材課まで、郵送、持参、メールにて提出してください。

８　応募書類の審査及び訓練実施団体の決定について

 　　　・提出された書類をもとに、当該委託業務の選考委員会において審査を行います。

　　　 ・複数の団体から応募があった場合は、プレゼンテーションを実施する場合があります。

　　　 ・日程は応募締切後、お知らせします。（応募団体が１者であった場合においても、その得点の

 合計が全体の６割以上でない場合は、選考しない場合があります。）

　　　 ・審査結果については、選考後、結果をお知らせします。

|  |
| --- |
| 徳島県経済産業部産業人材課電話 ０８８－６２１－２３５１FAX ０８８－６２１－２８５２E-mail sangyoujinzai@pref.tokushima.lg.jp |